

令和3年度県北ニューツーリズム推進事業ロングトレイル整備・活用等業務委託の公募に係る説明書

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和3年度県北ニューツーリズム推進事業ロングトレイル整備・活用等業務委託

(2) 業務の目的

茨城県の県北地域（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町以下「県北地域」という。）における観光・交流を核とした地域づくりを促進するため、県北地域に点在する多様な地域資源（自然、歴史・文化遺産、食、アクティビティ、温泉等）をつなぐロングトレイルコース（以下「コース」という。）の整備や活用等を進めていくことで、新しい滞在・体験型のツーリズムを推進する。

(3) 業務内容

別添契約書案及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(5) 提案額

35,860,440円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※ この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 業務委託予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加者の資格要件

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 参加資格確認申請書

企画提案に参加しようとする者は、次により「参加資格確認申請書（様式第1号）」を提出すること。入札参加有資格者名簿への登録手続が完了していない場合には、様式第1号に代えて茨城県会計管理課に提出した資格審査申請書のコピーを提出すること。

(1) 提出先及び問い合わせ先（担当課）

茨城県政策企画部県北振興局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2715 FAX 029-301-2738

電子メール kenpokusinkou2@pref.ibaraki.lg.jp

- (2) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るものに限る。）
- (3) 提出期限 令和3年3月22日（月曜日）午後5時必着
- (4) 確認結果の通知 「入札参加資格確認通知書（様式第2号）」により、令和2年3月23日（火曜日）までに通知する。
※ 不適合通知を受けた者は、企画提案書を提出することができない。

5 企画提案書等の提出

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案等提出書（様式第3号） 1部

イ 企画提案書（様式第4号又は任意様式） 8部

企画提案書について、様式第4号に定めた内容がすべて盛り込まれていれば、別途作成した企画提案書をもって様式第4号に替えて差し支えない。

ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式第5号） 8部

エ 見積書（任意様式） 原本1部、複写7部

オ 会社概要（パンフレット等） 1部

(2) 提出期限 令和3年3月23日（火曜日）午後5時必着

(3) 提出先（担当課） 4(1)に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るものに限る。）

(5) 留意事項

ア 企画提案書（様式第4号又は任意様式）作成に当たっては、次の点に留意すること。

(ア) 「商号又は名称」の記載について

- ・ 自社名（固有名詞）を伏せて作成すること。
- ・ 提出部数8部のうち、1部のみ様式上部の「商号又は名称」に社名を記載し、それ以外の7部については、記載しないこと。

※ プレゼンテーションの際、提出された企画提案書に基づいて説明を行うが、公平・公正を期するため、各社名を伏せて審査を行う。

(イ) 「Ⅱ 業務に関する企画提案」の記載について

- ・ 令和3年度県北ニューツーリズム推進事業ロングトレイル整備・活用等業務委託仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）に基づいて、記載すること。
- ・ 「体験イベント」、「コース及び地域資源等の周遊型マップの作成・PR」、「コースの整備及び活用に関わるリーダー人材の育成」及び「お土産商品（アウトドアグッズ）の企画・開発支援」については、企画提案の内容をもとに、精度向上を図りながら、ロングトレイルコースの整備及び情報発信を行っていくことになるので、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。

イ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式第5号）について

(ア) 「商号又は名称」の記載について

- ・ 自社名（固有名詞）を伏せて作成すること。
- ・ 提出部数8部のうち、1部のみ様式上部の「商号又は名称」に社名を記載し、それ以外の7部については、記載しないこと。

※ 公平・公正を期するため、各社名を伏せて審査を行う。

(イ) 「業務名」、「業務の概要」、「業務実施上の特徴」の記載について

- ・ 記載の対象は、過去5年間（平成28年度～令和2年度）とし、記載件数の上限は5件とする。
- ・ 同種又は類似であることが判断できるように記載すること。

ウ 本業務に係る経費の積算内訳について、仕様書に記載のある以下の業務内容ごとに、具体的に示すこ

と。

【業務内容】

- ・ 茨城県が主催する検討会の運営支援
- ・ コース上での体験イベントの企画・実施
- ・ WEB 管理及びコンテンツの充実
- ・ コース及び地域資源等の周遊型マップの作成・PR
- ・ コースの整備及び活用に関わるリーダー人材の育成
- ・ お土産商品（アウトドアグッズ）の企画・開発支援
- ・ 下草刈の実施
- ・ 道標の製作・設置等

6 質疑の受付

(1) 質問方法

本説明書の内容に関する質問については、質問票（様式第6号）を用い、持参、FAX 又は電子メールにより4(1)に掲げる担当課あてを行うこと。

FAXにより送信したときは、電話で到着を確認すること。

(2) 質問期間

公告の日から令和3年3月22日（月曜日）午後5時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）

(3) 回答方法

令和3年3月23日（火曜日）午後5時までにFAX等にて回答を行う。

7 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

プロポーザル参加者は、提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション審査を行うものとする。

ア 日 時 令和3年3月24日（水曜日）午後1時から（予定）

イ 場 所 茨城県庁10階 県北振興局長室

ウ 説明時間 20分以内（説明終了後、10分以内の質疑を予定）

エ 留意事項

(ア) 説明は、先に提出した企画提案書に基づいて行うこと。

(イ) 審査の公平・公正を期するため、説明内部で自社名（固有名詞）に言及しないこと。

(2) 審査

担当部局内に設置した「プロポーザル審査委員会」において、次の評価項目をもとに審査を行い、プロポーザル採用1社を選定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 企画提案書を審査するための評価項目

評価項目	評価の内容
1. 業務内容	
① 業務内容の理解度	・ 県北地域において当該業務に取り組む目的及び業務内容を理解し、企画に反映しているか。
② 提案内容的確性	・ 業務実施方針が明確に示されているか。 ・ 仕様書を踏まえた提案内容になっているか。
③ 体験イベントの具体性	・ 体験イベントの実施内容や実施手順について具体的に示されているか。
④ コース及び地域資源等	・ コースマップの作成方法やイメージ、PRする媒体の内容、スケジ

の周遊型マップの作成・PRの具体性	ルール等が実現可能かつ適切なものか。
⑤ 整備活用リーダー人材育成に係る提案の具体性	・整備活用リーダー人材育成の選出・研修方法やスケジュールが実現可能かつ適切なものか。
⑥ お土産商品（アウトドアグッズ）の企画・開発支援に係る提案の具体性	・お土産商品（アウトドアグッズ）のコンペティションの開催方法や想定するテーマ・ターゲット、スケジュールが実現可能かつ適切なものか。
⑦ 実現可能性	・実現が可能な業務提案・スケジュールが示されているか。
⑧ 業務の独自性	・業務の目的や仕様に沿っている、提案者独自のノウハウや特色が活かされた提案内容になっているか。
2. 実施体制	
⑨ 実施体制の適切性	・指揮系統及び役割分担（責任者、担当者等）が具体的に示され、充実した体制になっているか。 ・定期的に県や市町等との打合せが行え、県の要請に応じて即時の対応ができる体制となっているか。
3. 業務実績	
⑩ 過去5年間の実績	・過去5年間に同種又は類似業務に関する実績があり、委託業務を確実に履行する能力があると認められるか。

8 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本公募参加者等又は契約の相手方が本件公募に関して要した経費は、当該公募参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (5) 契約書の作成要否 要
- (6) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。
- (7) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (8) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積合せにより別途決定する。
- (9) 本企画提案競争に係る令和3年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。